

軽自動車等の手続きはお済みですか

原動機付自転車（排気量125cc以下）や小型特殊自動車等で、以下①～⑨のような異動があった場合には、市役所税務徴収課または各支所で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した
- ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている
- ④廃棄した
- ⑤市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑥知人等に譲った
- ⑦盗難に遭った
- ⑧亡くなった方の名義になっている
- ⑨災害により使用不可になった

手続きに必要なもの

異動の事由	販売 証明書	譲渡 証明書	廃車 証明書	標識交付 証明書	ナンバー プレート	本人確認 書類 ※1
購入（新規登録）	○					○
譲受（廃車手続き済み）		○	○			○
譲受（廃車手続きなし）		○		○	○	○
転入（廃車手続き済み）			○			○
転入（廃車手続きなし）				○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
廃車（廃棄、転出、譲渡）				○	○	○
廃車（盗難、災害）				○		○

※1 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等。代理人による手続きの場合は、代理人のみ本人確認書類が必要となります。

※車台番号のメモや商品カタログ等での登録はできません。必ず譲渡（販売）人の情報が記載された譲渡（販売）証明書をご準備ください。

※盗難の場合は、警察署で盗難届を提出した際の「受理番号」等の記入が必要ですので、控えておいてください。

軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪については、下記にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

車両の種類	手続き先
軽自動車 (660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車（250cc超のもの） 軽二輪（125cc超250cc以下のもの）	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

申告等の手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したかどうか確認してください。

問 税務徴収課 市民税G ☎52-1111 内線239